

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三三六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三三六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 三三九
- 生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 三三九
- 計量器の定期検査を実施する件を廃止する件三件 三三九
- 土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件 三三九
- 公金の収納事務を委託した件三件 三三〇

公 告

- 随意契約の相手方を決定した件 三三三
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 三三三

福 島 県 議 会

- 福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 三三三

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書について訂正の届出があった件 三三三

告 示

福島県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

せる機関を次のとおり指定した。
令和三年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
会津こころと脳のクリニク	会津若松市門田町大字飯寺字村東三二七番一三	令和三年四月一日
医療法人健山会船引クリニク	田村市船引町船引字砂子田四二	同 一五日 月
藤川訪問看護ステーション	大沼郡会津美里町富川字上中川三一六	同 六日 年五月
さめがわ歯科医院	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿一八九一	同 一日 年四月
医療法人富岡中央医院	双葉郡富岡町中央二丁目一一〇	同 日

（社会福祉課）

福島県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和三年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人昨雲会山都診療所	喜多方市山都町字古屋敷四六四一三	令和三年四月一日
いとう歯科医院	田村市常葉町常葉古御門一六	同 二〇日 年二月

今野外科整形外科医院	本宮市本宮字万世一五九	同 二八日 月
二瓶歯科医院	耶麻郡西会津町野沢字上原乙二三五 三	同 一五日 年四月
古張歯科医院	東白川郡矢祭町東館字粧神場一	同 六日 月
医療法人久慈会深谷診療所	石川郡浅川町大字浅川字大明塚一 二一四〇	同 一日 年五月

(社会福祉課)

福島県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

令和三年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
とみぞわ歯科	双葉郡双葉町大字新山字根小屋六八一	平成三十三年三 月二日

(社会福祉課)

福島県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。

令和三年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	変 更 前	住 所
	変 更 後	
松井 直樹	須賀川市茶畑六四一	須賀川市森宿字狐石二二一 二七

(社会福祉課)

福島県告示第四百三十一号

計量器の定期検査を実施する件（令和三年福島県告示第三百四十号）（計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査の表中伊達市の項に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和三年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

(計量検定所)

福島県告示第四百三十二号

計量器の定期検査を実施する件（令和三年福島県告示第三百八十六号）（計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和三年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

(計量検定所)

福島県告示第四百三十三号

計量器の定期検査を実施する件（令和三年福島県告示第四百三十三号）（計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和三年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

(計量検定所)

福島県告示第四百三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第一百三十三条第三項の規定により、喜多方市から喜多方市御清水地区沿道整備街路事業について換地処分をした旨届出があった。

令和三年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第四百三十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和三年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

(まちづくり推進課)

一 委託した事務の範囲及び内容

- 1 福島県県営住宅家賃等(県北地区)の収納事務
- 2 福島県県営住宅家賃等(いわき地区)の収納事務

二 受託者の名称及び所在地

- 1 名称 特定非営利活動法人循環型社会推進センター
- 2 所在地 福島市五月町四番二十五号

三 収納の事務を委託する期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第四百三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和三年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 委託した事務の範囲及び内容

- 1 福島県県営住宅家賃等(県中・県南地区)の収納事務
- 2 福島県県営住宅家賃等(相双地区)の収納事務

二 受託者の名称及び所在地

- 1 名称 太平ビルサービス株式会社
- 2 所在地 東京都新宿区西新宿六丁目二十二番一号

三 収納の事務を委託する期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第四百三十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和三年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県県営住宅家賃等(会津地区)の収納事務

- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 浅沼産業株式会社
 - 2 所在地 会津若松市山鹿町六番六十二号
- 三 収納の事務を委託する期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(建築住宅課)

公 告

公告第102号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける令和3年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年5月28日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
55,662,063円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(市町村行政課)

公告第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百三十三条の三第三項の規定により、経沢地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）の工事は令和三年三月二十五日完了したので公告する。

令和三年五月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県議会

公告第一号

福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。）第三十三条の規定により令和二年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和三年五月二十八日

福島県議会議長 太田光秋

- 1 公文書の開示請求の件数
2件
- 2 公文書の開示の決定等の状況
(1) 決定等の状況

(単位 件)

区	開		示	計	分	件	数
	全	部					
示	小						2
不	開						0
うち	公文書の	存在					0
請求の	取	下					0
却		げ					0

合 計	2
-----	---

注 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう。
 (2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号 (法令秘情報)	0	0	0
第2号 (個人情報)	1	0	1
第3号 (事業情報)	0	0	0
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0
第5号 (審議、検討等情報)	0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)	0	0	0
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関する情報)	0	0	0
合 計	1	0	1

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。
 3 審査請求に対する裁決等の状況
 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

審 査 請 求	裁 決				取下げ 審理中
	却下	棄却	認容	一部 認容	
前年度からの繰越件数	0	0	0	0	0
当該年度中にあった新規件数	0	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0	0

(総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された令和元年度の収支報告書について、荒海正人後援会の会計責任者から次のとおり訂正の届出があった。

令和三年五月二十八日

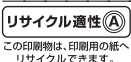
福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

訂 正 箇 所	訂 正 後	訂 正 前	
			収入・支出の総額
収入の内訳	個人	※598,550	※761,414
	小計(ア)	598,550	761,414
	合計(ア)+(イ)	598,550	761,414

寄附の内訳(同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの)

寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	訂 正 後	訂 正 前
個人	荒海正人	285,550	448,414



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷